

**対象者について**

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 北名古屋市に住所を有する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたもの
- ② 養育医療の指定医療機関にて養育を行う場合

**対象となる症状について**

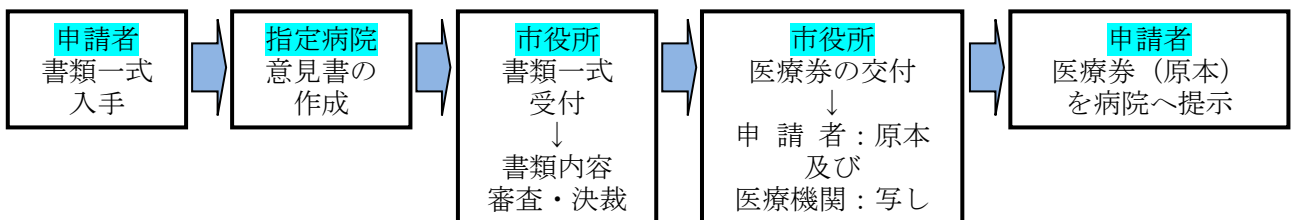
AまたはBのいずれかに該当する未熟児（母子保健法第6条第6項）であって医師が入院養育を必要と認めたもの

A	出生時体重が2,000g以下のもの
B	生活力が薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
	<p>【一般状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 運動不安、けいれんがあるもの</li> <li>b 運動が異常に少ないもの</li> <li>c 体温が摂氏34度以下のもの</li> </ul>
	<p>【呼吸器、循環器系】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの</li> <li>b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの</li> <li>c 出血傾向の強いもの</li> </ul>
	<p>【消化器系】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 生後24時間以上排便のないもの</li> <li>b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの</li> <li>c 血性吐物、血性便のあるもの</li> </ul>
	<p>【黄疸】</p> <p>生後数時間後以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</p>


**申請手続きの流れ**

**入院中に速やかに申請してください。退院後の申請は、受付できません。**

医療券の引き渡しまでに、1週間ほど要しますのでご了承ください。



### 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	養育医療給付申請書	
<input type="checkbox"/>	世帯調書	
<input type="checkbox"/>	意見書（指定医療機関において、担当医師の作成したもの）	
<input type="checkbox"/>	市町村民税を証明するもの《注1》 ※世帯調書に記載された扶養義務者全員分	
<input type="checkbox"/>	健康保険資格を証明するもの ※詳細は右記二次元コードからご確認ください。 医療を受ける乳児の名前が入ったもの（加入予定の健康保険でも可）	
<input type="checkbox"/>	低体重児届出書（2,500g未満の場合）	
<input type="checkbox"/>	低体重児届出書の記載事項に関する同意書	
<input type="checkbox"/>	子ども医療費支給申請書	
<input type="checkbox"/>	同意書（課税地で申告されている方のみ） 転入者で北名古屋市に課税資料がない場合、市町村民税を証明するものがない場合	

### その他留意事項

《注1》

		必要書類（いずれか一つ）	発行先等
市町村民税を証明するもの	北名古屋市に課税資料がある方	書類は不要です	
	北名古屋市に課税資料がない方（未申告除く）	同意書	情報連携ネットワークを介して市民税関係情報を取得します
		非課税証明書、課税証明書、市町村民税額通知書	課税地の市町村
	北名古屋市に課税資料がなく、未申告であり市町村民税が非課税になる所得の方	市町村民税申告の控えまたは、非課税証明書	課税地の市町村
	生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	生活保護受給状況の確認に同意をいただければ不要

《注2》

申請日より参照する「所得税の課税年度」が異なりますのでご了承ください。

☆1～6月の場合：前々年の所得が基礎となります。

（例）R8.5月申請⇒R7年度課税証明書

☆7～12月の場合：前年の所得が基礎となります。

（例）R8.8月申請⇒R8年度課税証明書

《注3》

北名古屋市への転入者の場合、課税地で申告されていない場合や情報連携等ができない場合については、前住所地の市町村民税の課税証明書が必要になることがあります。

### 申請窓口

北名古屋市役所 国保医療課 医療担当（東庁舎 1階 ②番窓口）

電話：0568-22-1111